

2020 年 5 月 21 日

内閣府大臣官房
公益法人行政担当室長 殿

(公財) 公益法人協会
理事長 雨宮 孝子

新型コロナウイルス関連支援活動に対する指定寄附金に関する要望

本年初頭から、予想だにしなかった新型コロナウイルスが瞬く間に蔓延し、100 年に一度のパンデミックの様相を呈しております。個々人の生活から社会全体の経済活動に至るまで人間のすべての営みに影響を及ぼしており、今なお先が見えない状況が続いています。そのような状況の中、政府、自治体による各種支援策が施されているが、民間の非営利組織による募金や支援活動も開始され、医療をはじめ、福祉・教育、文化・芸術など、各分野で資金的支援を必要としている団体や個人をサポートする動きも活発化してきております。

こうした状況下、支援活動を行っている団体、また企業や個人からの寄附を税制面から支援するため、新型コロナ対応特例寄附税制として東日本大震災時と同様^(※)に支援・助成活動等を行う公益法人・認定 NPO 法人等を対象とした「指定寄附金制度」を設けるようお願いいたします。

その際、公益法人等が募集するコロナ関連寄附金の対象範囲に、コロナ関連の支援活動に対する助成事業の費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう、指定要件をお考えいただくようお願いいたします。

※公益法人については、平成 23 年 5 月 20 日財務省告示第 174 号による改正後の寄附金控除等の対象となる寄附金を指定する件（平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号）本文第 3 号に基づき、公益社団法人又は公益財団法人が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に特に必要となる費用に充てるため、その公益社団法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについては、指定寄附金として税制上の優遇措置の対象とされた経緯がある。

以上